法律

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第三号及び第三号の三中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、「並びに歩行補助車」の下に「、小児用の車」を加え、同項第十号中「、自転車」を「、軽車両」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　軽車両　次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第一項第十一号の二中「車いす」を「車椅子及び」に改め、「及び小児用の車」を削り、同項第十一号の三中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第三項第一号中「車いす」を「車椅子又は」に改め、「又は小児用の車」を削る。

第五十七条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条の付記中「第百二十条第一項第十号の二」を「第百二十条第一項第十一号」に改める。

第七十一条第五号の五中「限る。第百二十条第一項第十一号」を「限る。第百十八条第一項第三号の二」に、「行うものを除く。第百二十条第一項第十一号」を「行うものを除く。同号」に、「あるものを除く。第百二十条第一項第十一号」を「あるものを除く。第百十八条第一項第三号の二」に改め、同条の付記中「同項第九号の三、第百二十条第一項第十一号」を「第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2中「第百五条」を「第百五条第一項」に改め、同表の備考二及び三中「同表」を「この表」に改め、同表の備考四中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。

第九十四条第二項中「破損し、又は」を「破損したとき、」に、「き損した」を「毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定める」に改める。

第九十七条の二第一項第三号及び第四号中「第百五条」を「第百五条第一項」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「若しくは第七号」の下に「、第百十七条の四第一号の二」を加え、同条第六項中「第四項又は前項」を「前二項」に改める。

第百四条の四第五項中「当該取消しを行つた」を「その者の住所地を管轄する」に改め、「次項」の下に「及び第百六条」を加える。

第百五条に次の一項を加える。

2　前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

第百六条中「通知をし」の下に「、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し」を加える。

第百十二条第一項中「第百四条の四第六項」の下に「（第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十七条の四第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第百十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

第百十八条第二項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第百十九条第一項第二号の二中「、第三項若しくは第四項」を「から第四項まで」に改め、同項第九号の三を削る。

第百二十条第一項中第十一号を削り、第十号の二を第十一号とし、同条第二項中「、第四号、第五号」を「から第五号まで」に改める。

第百二十三条中「第百十八条第一項第二号」の下に「、第三号若しくは第四号」を加え、「第十号の二」を「第十一号」に改める。

別表第二中

第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	大型自動車等 普通自動車等 小型特殊自動車等	二万円
	一万五千円	
	一万円	

を

第百十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為	
第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第二号、第九号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	